

## 川越・東松山民商 民商だより R3/11/24 NO.43

川越市小仙波町 3-15-5 TEL049-222-4344 FAX 049-225-0340

民商の新ホームページ <http://www.kawagoehigasimatuyama.org/>

### 今年も残り 1 か月 帳簿のまとめ準備と節税対策を

#### 協力金対象飲食店は、所得金額の 45% が納税額になる場合も

日々の冷え込みが厳しくなってきました。今年も残すところ約 1 か月。確定申告や、来年には申請が開始されるであろう「業者復活支援金」に向け、帳簿のまとめや準備を、早めの手掛けていきましょう。

#### 「協力金・支援金の節税対策を」 協力金や支援金は、税金がかかります

飲食店の協力金、売上の減ったことに対する月次支援金などの業者支援金には、来年の確定申告で「雑収入」として申告する必要があると、来年の国保税や所得税などが上がる可能性があります。

消費税に関しては、協力金・給付金は「不課税」です。

特に休業飲食店では、1100万円を超える協力金が出ている方もいます。約 3~4 割が税金で持っていかれます。おそらく今後、これほどの協力金は出ません。売上が完全に戻らない中での、「今後も含めた補償額」となっていると感じます。

年内の節税対策を検討し、商売継続のための、「資金を残していく」ことが重要です。

#### 国保税 = 所得金額の約 12% (40歳未満、65歳以上は約 10%)

国保の計算は、自治体ごと、40歳未満・40~64歳・65歳以上で異なりますが、所得の 10~12% で計算されます。それと家族 1 人に対し、均等割が約 42000 円かかります。支払いの多い方には課税限度額があります。上限 100 万円が課税限度額です。

#### 個人事業税 = 所得金額から 290 万円を引いた額の 5%

所得金額が 290 万円を超えると、超えた額に個人事業税がかかります。あん摩、はりきゅうなどその他医業に関わる業種と、装蹄師業の方は 3% となっています。

#### 住民税 = 「課税所得額」の約 10%

住民税は、所得額から控除額（生命保険料控除や基礎控除など）を引いた「課税所得額」の約 10% です。均等割が 5000 円追加されます。

#### 所得税 = 金額に応じて変わります 税率は「課税所得額」の 5~45%

所得税は、所得に応じて変動です。税率の計算と、各税率に対して控除額があります。例として、課税所得額で 800 万円の方は、所得税 120 万となり、約 15% となります。課税所得額で 400 万円の方は、所得額 37 万円となり、約 9% となります。

#### 法人の税金は、400 万、400~800 万、800 万円以上で変化

法人税は、所得金額に応じて約 23%~34% で法人税が課税される方が多いです。日々の自主計算で、売上や所得金額の把握が重要です。



### その他、節税対策で注意したい点 減価償却について

毎週木曜日に開催している自主計算会や、電話での問い合わせで多い内容として、減価償却費に対する質問があります。

年内に購入したものに対して、10 万円未満のものは年内の経費になりますが、購入金額が 10 万円以上の物は、償却年数に応じて分割して経費とします。一部、特例がありますので上手に活用しましょう。

#### 減価償却の特例① 一括償却資産

10 万円以上 20 万円未満のものは、3 年で償却する一括償却資産が使えます。例えば 12 月に購入しても、費用の 1/3 を経費にできます。

#### 減価償却の特例② 青色申告の少額減価償却資産

青色申告の方は、10 万~30 万未満の減価償却資産を合計 300 万円まで年内に一括に経費にできる特例があります。

#### その他のルール 帳簿の税込・税抜き計算や、中古資産の簡便法を使おう

帳簿が税込計算か税抜き計算かで、減価償却 10 万円等の判定が変わります。中古で購入した資産に対しては、簡便法で償却年数を減らすことが出来ます。例えば、中古の軽自動車を購入した場合、通常は 4 年償却ですが、すでにその年数が経過している場合、最低の 2 年で償却ができます。

#### 手続きに時間のかかるものもあり 早めの自主計算を心掛けよう

節税の対策として、銀行などで加入できる「中小企業倒産防止共済（セーフティ共済）」があります。ただ新規申し込みには、12 月早めの手続きでないと年内に間に合いません。

そのほか、家賃などの「短期前払費用」計上、退職金共済の加入、未払金や未払費用での計算など節税対策があります。節税とは異なりますが、ふるさと納税を利用するなど効果があるかもしれません。

協力金対象の飲食店では、所得金額の約半分以上が支払う税金になる可能性もあります。早めの帳簿付けでお金の流れを確認し、節税の対策を取っていきましょう。民商では毎週木曜日、自主計算会を行っています。

東松山・比企地域では、12/3（金）14:30~東松山市民文化センターで「経費・節税学習会」を開催します。自主計算で、上手に商売を継続させましょう。

### 閣議決定された「業者復活支援金」について（まだ確定していません）

先日閣議決定となった「業者復活支援金」について問い合わせが増えています。2021 年 11 月~2022 年 3 月のいずれかの月の売上が、前年・前前年同月と比べ 30% 以上減少した場合、個人最大 50 万円、法人 250 万円とされています。

閣議決定されましたが、まだ詳細や申請時期などは決まっています。一時・月次支援金のように、事前確認が必要なようです。

詳細がわかりましたら、公式 LINE や民商だよりでお伝えしていきます。

編集幸喜 goto イートが再開されました。goto トラベルも 1 月から再開予定で、goto イベントは主催者等用の公募要領が更新、goto 商店街は「がんばろう！商店街事業」と名称変更で再調整と発表されました。国内のコロナ感染者は減っていますが、世界的には現在、感染者の波が増え続けています。国内のコロナ関連倒産は毎月最多を更新しています。さらなる中小業者支援策が必要です。国や自治体との交渉を優位に進める為、民商の仲間増やしへ、皆様のご協力をお願い致します。